

# 公衆浴場営業手続きのご案内

## 1 営業までの流れ

- ① 公衆浴場の施設・設備を整備（建築、改装等）  
※計画段階で施設の図面を持参し、事前相談を受けていただくことをお勧めします。
- ② 営業者が鳥取市生活環境課に「浴場業許可申請書」を提出
- ③ 鳥取市生活環境課が現地にて、構造・設備・衛生措置について検査を実施  
※施設完成後できるだけ早く営業されたい場合や、検査日の指定がある場合はご相談ください。
- ④ 検査に適合した場合、鳥取市生活環境課が開設者に「許可書」を交付  
※申請書提出から許可書交付まで（②から④まで）の標準事務処理期間は14日間です。
- ⑤ 営業開始

## 2 浴場業許可申請書

### (1) 添付書類

- ・法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- ・営業施設の周辺見取り図（周辺の既存公衆浴場との距離を記載）
- ・構造及び設備の図面（給排水系統・浴場の循環系統のわかるもの）
- ・建物の建築確認済証の写し
- ・消防法令適合通知書
- ・営業用の土地又は建物が他人の所有である場合にあっては、その所有者の承諾書

### (2) 手数料

検査手数料として、23,000円が必要です。

※窓口での現金支払い、キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー）又は納入通知書による金融機関での支払い

## 3 構造・設備の検査内容（法定基準）

検査内容については、別紙をご覧ください。

営業を行うために必要な基準ですので、適合するよう注意してください。

### 【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地（鳥取市役所本庁舎2階）

鳥取市市民生活部環境局生活環境生活衛生係

電話：0857-30-8083 ファクシミリ：0857-20-3918

## 【配置基準】

既設の一般公衆浴場の中心から 350 メートル以上離れていなければならない

## 【公衆浴場の構造設備及び管理の基準】

### 1 一般公衆浴場（日常生活において保健衛生上必要な入浴施設…銭湯、共同浴場）

- ① 場内は、外部から見えないようにすること。
- ② 脱衣場及び浴室は、男女別に区画し、相互に見通すことができないようにすること。
- ③ 鍵付きの脱衣箱を相当数設けること。
- ④ 脱衣場と浴室との境には、ガラス戸を設けること。
- ⑤ 洗い場の床には、適当な勾配をつけるとともに、排水溝を設けること。
- ⑥ 男女側とも便所を設けること。
- ⑦ 8歳以上の男女を混浴させないこと。
- ⑧ 原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、市長が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。
- ⑨ 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに市長に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から 3 年間当該施設に保管すること。
  - ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1 年に 1 回以上
  - イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては 1 年に 2 回以上、それ以外の浴槽水にあつては 1 年に 1 回以上
- ⑩ 原湯を貯留する槽は、1 年に 1 回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)を除去すること。
- ⑪ 浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。
- ⑫ 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあつては、完全に交換することを要しない。
  - ア 連日使用浴槽水は、1 週間に 1 回以上
  - イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1 日 1 回(第 15 号に掲げる消毒を実施している場合にあつては、1 週間に 1 回)以上
- ⑬ 浴槽にろ過器を使用している場合は、1 週間に 1 回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)の清掃及び消毒を行うとともに、1 年に 1 回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
- ⑭ あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
- ⑮ 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。
  - ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を 1 リットル当たり 0.2 ミリグラムから 0.4 ミリグラムまでに保つ方法
  - イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると市長が認める方法
- ⑯ ⑩、⑫、⑬、⑮に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から 3 年間当該施設に保管すること。

## 2 その他の公衆浴場

(1) 蒸気、熱気その他の湯以外のものを使用して1浴室に同時に多数人を入浴させる施設(サウナ、酵素風呂、岩盤浴等)

- ① 「一般公衆浴場」の①～③、⑤～⑦
- ② 放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造とすること。
- ③ 蒸気又は熱気を使用する浴室については、室内の温度が測定でき、かつ、容易に温度を調整できる装置を設けること。

(2) 娯楽、保養その他の日常生活における保健衛生以外の目的で1浴室に同時に多数人を入浴させる施設(日帰り温泉、健康ランド等)

- ① 「一般公衆浴場」の①～③、⑤～⑯

(3) 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる施設(2(4)を除く。)

- ① 「一般公衆浴場」の①、⑤、⑥、⑧～⑯
- ② 蒸気又は熱気を使用して入浴させる場合は、2(1)②、③に掲げる措置を講ずること。
- ③ 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- ④ 浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を入浴者の見える場所に掲げ、又は置かないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業施設(店舗型性風俗特殊営業)

- ① 「一般公衆浴場」の①、⑤、⑥、⑧～⑯
- ② 各室の出入口の扉には、室内を見通すことのできる窓を設けること。
- ③ 各室内は、出入口から常時見通すことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること。
- ④ 各室の出入口には、施錠設備を設けないこと。
- ⑤ 各室の照明設備は、室内で点滅できない装置とすること。
- ⑥ 各室には、布団、ソファ等入浴に直接必要としない物を置かないこと。
- ⑦ 営業時間は、日出時から午後12時までの間において定めること。

※このほか、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」を参考にしてください。